

綾瀬市公共用地美化活動支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の管理する道路、河川、水路、公園、緑地及びその他の市有地（以下「公共用地」という。）を、自主的に美しく、きれいにする活動を行うもの（以下「活動者」という。）を支援するための公共用地美化活動支援事業（以下「美化活動支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動区域）

第2条 美化活動支援事業を行うことができる活動区域は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）活動者自ら区域を定めて市長に申し出た区域のうち、市長が認めた区域
- （2）市長が区域を定めて活動者を募集する区域

（活動者）

第3条 活動者は、市内在住者にかかわらず、20歳以上の個人又はその団体を構成するすべての者が小学生以上で、かつ、その代表者が20歳以上であるものとする。

（対象となる活動内容）

第4条 美化活動支援事業の対象となる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）公共用地の清掃
- （2）公共用地の除草
- （3）公共用地の植栽
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（届出）

第5条 公共用地美化活動を希望するものは、公共用地美化活動支援事業届出書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 活動者に変更が生じたときは、市長に申し出なければならない。

（合意書の締結）

第6条 市長は、前条の規定に基づく届出があった場合は、その内容が適切

であると認められるときは、当該届出者と合意書（第２号様式）を締結するものとする。

- ２ 前項の規定に基づき締結した合意書は、締結した日の属する年度の末日まで有効とする。ただし、次条に規定する合意の解消がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後も同様とする。

（合意書の解消）

第７条 活動者は、合意の解消を希望するときは、公共用地美化活動支援事業辞退届（第３号様式）を市長に提出するものとする。

- ２ 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができる。

- （１）前項の届出があったとき。
- （２）活動者の活動が合意書の内容と異なるとき。
- （３）活動者が公共用地内において秩序の維持に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- （４）当該公共用地を市が新たな目的のために使用する必要が生じたとき。
- （５）その他市長が特に必要と認めたとき。

- ３ 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、公共用地美化活動支援事業合意解消通知書（第４号様式）により、当該活動者に通知するものとする。

（活動報告）

第８条 活動者は、毎年４月末日までに前年度の活動状況を公共用地美化活動支援事業活動報告書（第５号様式）により、市長に提出しなければならない。

（市の支援）

第９条 市長は、活動者に対し、必要に応じ次に掲げる支援を行うことができる。

- （１）活動に必要な物品及び用具の貸与
- （２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

（賠償及び補償）

第１０条 活動中の事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険により、その保険の範囲において、賠償又は補償を行うものとする。

(庶務)

第 1 1 条 公共用地美化活動支援事業に係る庶務担当課は、次のとおりとする。

公共用地名	庶務担当課
道路	道路事務主管課
水路及び河川	農業用水路事務主管課 水路及び河川事務主管課
公園及び緑地	公園及び緑地事務主管課
その他市有地	管財事務主管課

2 公共用地美化活動支援事業の総合調整は、管財事務主管課が行うものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

公共用地美化活動支援事業届出書

年 月 日

綾 瀬 市 長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号
団体名
住 所
代表者 氏 名 ⑩
電話番号
(代表者年齢確認 ☐)

公共用地の種類及び名称等		
活動内容	開始予定年月日	年 月 日
	活動内容	☐ 清掃 ☐ その他 () ☐ 除草 ☐ 植栽
	活動区域	別添のとおり
	活動回数	☐ ほぼ毎日 ☐ 年に 回 ☐ 週に 回 ☐ その他 () ☐ 月に 回
活動者名表示希望有無		☐ 有 ☐ 無

添付書類

- ・参加者名簿
- ・活動区域図

第 1 号様式付表 1

参 加 者 名 簿

番 号	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			

第 2 号様式（第 6 条関係）

合 意 書

甲と乙とは、綾瀬市公共用地美化活動支援事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、次の事項について合意したことを証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

1 公共用地の種類及び名称等

2 活動内容

- （１）公共用地の清掃
- （２）公共用地の除草
- （３）公共用地の植栽
- （４）その他必要な活動

3 活動区域

4 市の支援

- （１）美化活動に必要な物品及び用具の貸与
- （２）その他必要な美化活動

5 その他の事項

- （１）活動者は、毎年度末日までの活動報告書（第 5 号様式）を提出する。
- （２）活動者は、「綾瀬市公共用地美化活動支援事業手引書」を遵守し、活動する。

年 月 日

住 所

甲

氏 名

⑨

乙 綾瀬市長

第 3 号様式（第 7 条関係）

公共用地美化活動支援事業辞退届

年 月 日

綾 瀬 市 長

住 所

活動者

氏 名

⑩

公共用地の種類及び 名称等	
合意書を締結した 年月日	年 月 日
活動終了予定年月日	年 月 日
辞退理由	
備 考	

第 4 号様式（第 7 条関係）

公共用地美化活動支援事業合意解消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで合意書を締結した公共用地美化活動支援事業について、次の理由により合意を解消しますので通知します。

公共用地の種類及び 名称等	
合意書を解消した 年月日	年 月 日
合意解消理由	
備 考	

第 5 号様式（第 8 条関係）

公共用地美化活動支援事業活動報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長

住 所

活動者

氏 名

公共用地の種類及び 名称等			
活動月	回 数	活 動 内 容	参加人数
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
意見・要望等			
備 考			

